「三津浜お仕事バンク」の運営に関する要項

令和 6 年 3 月 1日制定
令和 6 年 10 月 23 日改定
令和 7 年 4 月 1日改定

本要項は、三津浜地区にぎわい創出実行委員会が実施する「三津浜お仕事バンク」（以下「本事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

1　目的

「坂の上の雲フィールドミュージアム」のサブセンターゾーンとして位置付けられている三津浜地区の活性化を図るため、地区内の求人やアルバイト、後継ぎ情報等を求人者より収集し、専用サイトにまとめ、求職者とのマッチングを行うことで、起業や移住定住の促進に取り組み、三津浜地区のにぎわいを創出するとともに、持続可能なまちづくりの仕組みを構築することを目的とする。

2　運営

本事業の実施主体は三津浜地区にぎわい創出実行委員会とし、運営管理はコトラボ合同会社（委託事業者）とする。

3　業務内容

本事業は次に掲げる業務を行うものとする。

（1）求人に関すること。
（2）求職に関すること。
（3）後継者不足などの情報収集に関すること。
（4）職業紹介に関すること。
（5）その他職業紹介に必要な業務に関すること。

4　取扱業務等

本事業において取り扱う職種は全業種とし、業務の対象範囲は次に掲げるものとする。

（1）求人者　三津浜地区を中心とした周辺地域に事業所を有する企業等
（2）求職者　三津浜地区を中心とした周辺地域の事業所で勤務を希望する者

5　求人

求人の申込みをしようとする求人者は、電話（080-4154-3696）及びミツハマルホームページ内 のお問い合わせフォーム(https://www.mitsuhamaru.com/contact/)より問い合わせを行い、職業紹介責任者へ必要書類を提出しなければならない。ただし、申込みの内容が次のいずれか

に該当する場合は、当該申込みを受理しないものとする。

（１）申込みの内容が法令を違反する場合

（２）求職者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件が、通常の労働条件と比較し著しく不適当であると認められる場合

６　求職

求職の申込みをしようとする求職者は、電話（080-4154-3696）及びミツハマルホームページ内のお問い合わせフォーム(https://www.mitsuhamaru.com/contact/)より問い合わせを行い、職業紹介責任者へ必要書類を提出しなければならない。

７　後継者不足などの情報収集

本事業では、後継者不足などの問題を抱える求人者から、求人の申込みを受理する際に情報収集を行い、起業や担い手を希望する求職者とのマッチングに活用するものとする。

８　紹介

本事業では、日本国憲法第２２条第１項及び職業安定法第２条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者の希望に適合する求人者を紹介するように努めるものとする。

９　許可等

本事業に関する許可等は次に掲げるものとする。

（１）　有料職業紹介事業

許可番号　：１４－ユ－３０１９９７

許可年月日　：令和５年９月１日

事業所の名称　：コトラボ合同会社 松山事業部

代表 岡部 友彦

事業所の所在地：愛媛県松山市三津一丁目９－２３

（２）　職業紹介責任者：青野 愛（アオノ アイ）

１０　個人情報の取扱い

本事業において、求人者及び求職者から得られた個人情報については、個人情報適正管理規程に基づき、適性に取り扱うものとする。

≪個人情報適正管理規程≫

第１条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は全従業員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者青野愛とする。

第２条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第１条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年１回実施することとする。また、職業紹介

責任者は、 少なくとも５年に１回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第３条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合 は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を 遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求 があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第４条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者青野愛とする。

１１　その他

（１）本事業について、求人者及び求職者から手数料を徴収しないものとする。

（２）求人者及び求職者は、雇用関係の成否にかかわらず、職業紹介責任者に対し職業紹介の結果を報告するものとする。